

令和 7 年

第 6 回 日向市議会(定例会)

議 案 參 考

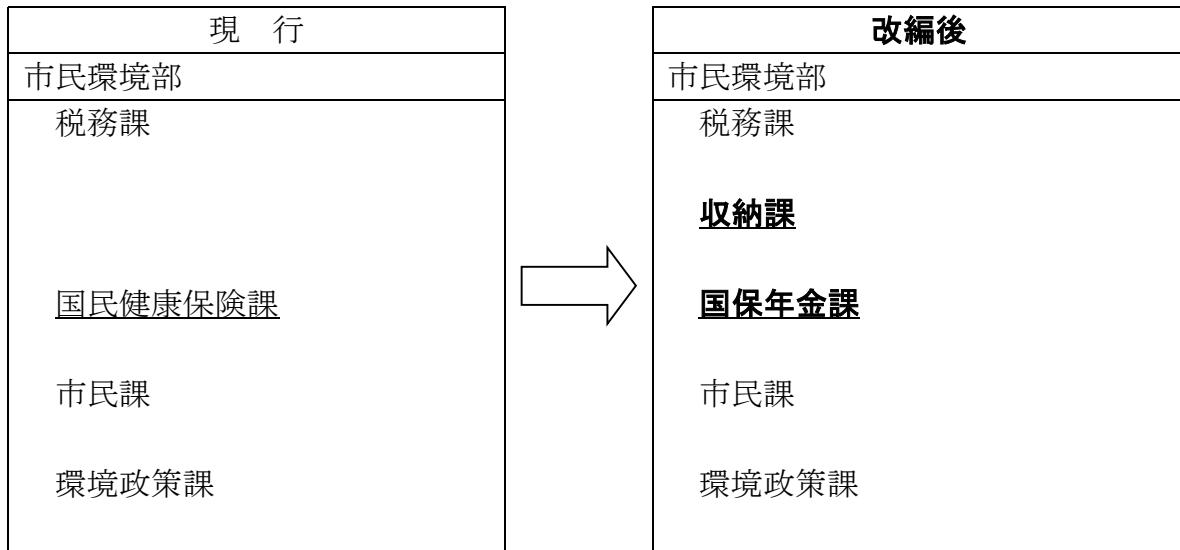
11月28日

日 向 市

「男女共同参画社会づくり推進ルーム」、「市民活動支援センター」の移転後のレイアウト図

| (移転前) | (移転後) |
|--|---|
| <p>男女共同参画社会づくり推進ルーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推進ルーム ② 会議室 ③ 相談室 <p>市民活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 交流サロン ⑤ 会議スペース ⑥ 作業室 | <p>男女共同参画社会づくり推進ルーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推進ルーム（地域コミュニティ課執務室） ② 相談室 <p>市民活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 大会議室 ④ 小会議室 |

令和 8 年度組織改編（案）の概要について

**1 収納課**

債権管理・収納部門の一元管理及び証明書の発行を行うため、税務課・国民健康保険課・高齢者あんしん課の業務の一部を移管し、新たに「収納課」を設置する。
 （※市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を取り扱う）

2 国保年金課

手続きの一元化などによる市民サービスの向上を図るため、市民課から国民年金業務を国民健康保険課に移管して「国保年金課」に再編する。

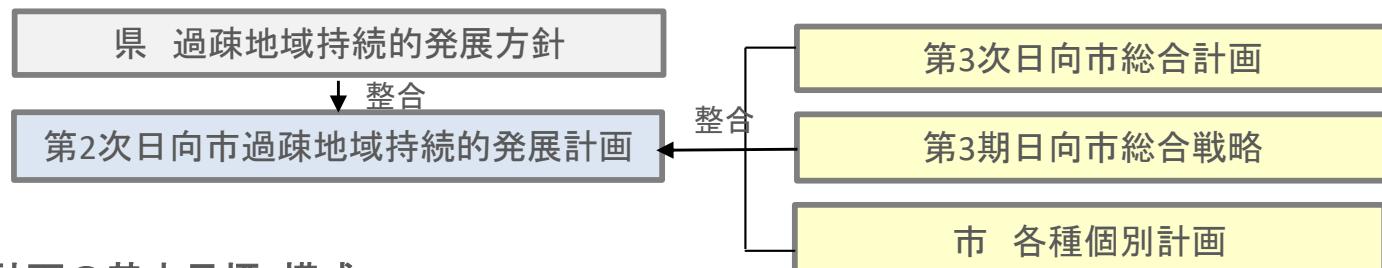
1. 計画の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条に基づき、東郷町域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、日向市過疎地域持続的発展計画を定める。

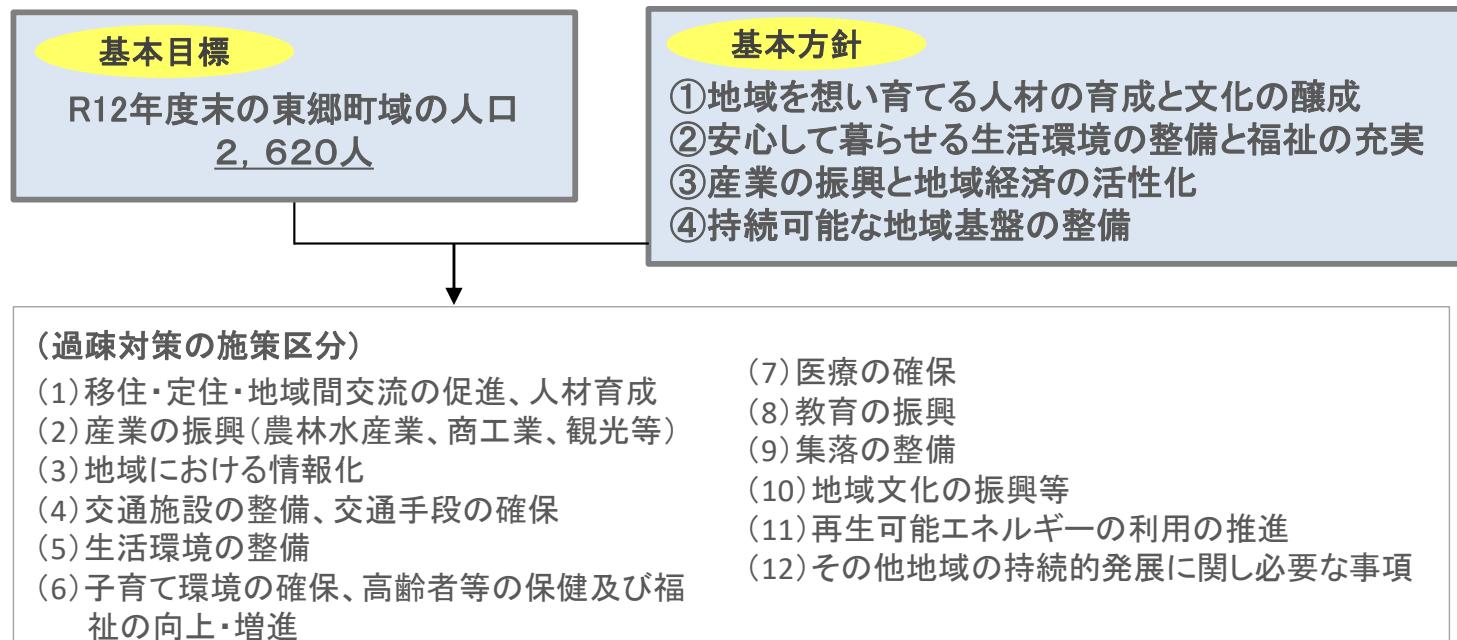
2. 対象区域 東郷町域

3. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 (5年間)

4. 他計画との整合・位置付け



5. 計画の基本目標・構成



6. 各施策区分の主な対策について

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・移住セミナー等による情報発信
- ・お試し滞在施設を活用した移住希望者へのサポート体制の充実

- ・関係人口の増加(移住体験会等)
- ・地域リーダーの育成

(2) 産業の振興

(農業)

- ・高付加価値型農業の促進
- ・担い手の確保、農地集積
- ・新規就農者の安定生産等に向けた支援
- ・家畜防疫の充実
- ・鳥獣害被害対策

(林業)

- ・担い手確保
- ・森林所有者の負担軽減

(企業誘致)

- ・内陸型工業団地の早期整備完了

(商工業)

- ・経営安定化と新規創業の促進
- ・まちの賑わい創出、町域内消費の拡大

(観光)

- ・DX導入等による付加価値向上
- ・短歌文化を生かしたプロモーション
- ・広域観光の推進

(3) 地域における情報化

- ・行政手続オンライン化

- ・住民のデジタル技術活用支援

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

(市道等)・(農林道)

- ・市道、橋梁の安全点検、保全維持管理
- ・路線の整備推進

(交通の確保)

- ・効果的な交通ネットワークの構築
- ・路線バス等の維持、新技術の活用

(5) 生活環境の整備

(水道施設)・(生活排水処理施設)

- ・水道施設の適正な維持管理や水質管理
- ・農業集落排水への接続促進
- ・合併処理浄化槽の設置促進

(消防)・(防災)

- ・救急体制の充実
- ・非常備消防力の強化
- ・防災への意識の醸成

(廃棄物処理施設)

- ・ごみ焼却施設の長寿命化
- ・ごみの減量化、資源化の促進

(公営住宅)

- ・用途廃止、集約再編(管理戸数適正化)

(空き家対策)

- ・空き家等情報バンクへの登録促進、売買・賃貸に向けた支援

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

(高齢者保健、福祉の向上)

- ・生きがいづくり、社会参加活動の促進
- ・養護老人ホームの環境改善

(障がいのある人の保健、福祉の向上)

- ・地域住民との交流促進
- ・在宅福祉サービスの充実

(子育て環境の確保・充実)

- ・幼児教育の充実、保育サービス事業の継続
- ・妊娠・子育てサポート事業における各種支援

(健康の増進)

- ・健診受診の重要性の周知や受診の勧奨
- ・訪問等での保健指導の実施

(7) 医療の確保

- ・日向市東臼杵郡医師会等との連携体制の強化
- ・初期救急医療体制の確保
- ・東郷診療所の医師の安定的な確保と内科・整形外科の外来診療体制の維持

(8) 教育の振興

- ・地域資源を生かした特色ある教育の推進
- ・スクールバスの車両規模、台数の適正化

- ・老朽化や利用状況を踏まえた施設の運営方針見直しや統廃合の検討

(9) 集落の整備

- ・多様な担い手の確保

- ・移動支援ネットワークの支援

(10) 地域文化の振興等

- ・文化人を生かした芸術文化活動の推進
- ・牧水に親しむ事業の展開

- ・文化財の調査保存体制の充実
- ・伝統文化継承のための担い手育成

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・公共施設での再生可能エネルギー有効活用

- ・林地残材等の木質バイオマス活用推進

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・過疎地域振興基金の造成(過疎債ソフト分)
- ・過疎地域振興基金事業補助金の交付

- ・集落支援員の設置

○指定管理者候補者一覧

| 議案番号 | 施設名 | 指定管理者候補者 | 選定方法 | 指定期間 |
|------|------------------|--------------------|------|----------------------------|
| 107 | 日向市牧水公園交流施設 | 日向東臼杵観光機構合同会社 | 公募 | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで |
| 108 | 日向市障害者センター | 合同会社さわらび | 公募 | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで |
| 109 | 日向市美々津軒 | 美々津の歴史的町並みを守る会 | 公募 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| | 日向市美々津まちなみセンター | | | |
| | 日向市美々津まちなみ防災センター | | | |
| | 日向市歴史民俗資料館 | | | |
| 110 | 日向市細島みなと資料館 | HOSOSHIMAまちづくり協議会 | 公募 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 111 | 日向市ひとものづくりセンター | 一般社団法人日向地区中小企業支援機構 | 公募 | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで |

○日向市指定管理者候補者選定委員会の開催状況

| 区分 | 日時 | 内容 |
|-----|---------------|-----------------------|
| 第1回 | 令和7年10月9日（木） | 選定方法等協議、現地視察 |
| 第2回 | 令和7年10月15日（水） | 面接審査、総合審査、指定管理者候補者の選定 |

○選定基準

日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条及び同施行規則第4条に基づく

| 選定の基準 | 選定項目 | 配点 |
|--------------------------------|------------------|-----|
| 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 市民の平等な利用の確保 | 30点 |
| | 利用者サービスの向上 | |
| 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 施設の効用の最大限の発揮 | 20点 |
| | 施設の管理に係る経費の縮減 | |
| 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 利用者への対応 | 50点 |
| | 危機管理及びコンプライアンス | |
| | 継続的かつ安定的な施設の管理運営 | |
| | 経営基盤の安定 | |
| | 地域貢献、環境対策等 | |

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

| | |
|-----|-------------|
| 施設名 | 日向市牧水公園交流施設 |
|-----|-------------|

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| 1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 30 |
| 2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 20 |
| 3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 50 |
| 合計 | 100 |

| 申請団体等 | 評価項目 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 | G委員 | H委員 | 合計 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 日向東臼杵観光機構合同会社 | 項目1 | 22 | 22 | 26 | 22 | 19 | 18 | 21 | 18 | 168 |
| | 項目2 | 13 | 13 | 17 | 16 | 16 | 12 | 14 | 15 | 116 |
| | 項目3 | 34 | 36 | 33 | 36 | 35 | 30 | 34 | 35 | 273 |
| | 小計 | 69 | 71 | 76 | 74 | 70 | 60 | 69 | 68 | 557 |
| 平均点 | | | | | | | | | | 69.63 |

| | |
|-----------|--|
| 候補者の決定の理由 | 日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。 |
|-----------|--|

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

| | |
|-----|------------|
| 施設名 | 日向市障害者センター |
|-----|------------|

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| 1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 30 |
| 2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 20 |
| 3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 50 |
| 合計 | 100 |

| 申請団体等 | 評価項目 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 | G委員 | H委員 | 合計 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 合同会社さわらび | 項目1 | 24 | 24 | 20 | 22 | 24 | 22 | 23 | 21 | 180 |
| | 項目2 | 17 | 17 | 12 | 14 | 15 | 16 | 13 | 10 | 114 |
| | 項目3 | 33 | 38 | 31 | 34 | 36 | 34 | 35 | 31 | 272 |
| | 小計 | 74 | 79 | 63 | 70 | 75 | 72 | 71 | 62 | 566 |
| 平均点 | | | | | | | | | | 70.75 |

| | |
|-----------|--|
| 候補者の決定の理由 | 日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。 |
|-----------|--|

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

| | |
|-----|--|
| 施設名 | 日向市美々津軒、日向市美々津まちなみセンター、日向市美々津まちなみ防災センター、日向市歴史民俗資料館 |
|-----|--|

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| 1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 30 |
| 2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 20 |
| 3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 50 |
| 合計 | 100 |

| 申請団体等 | 評価項目 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 | G委員 | 合計 |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 美々津の歴史的町並みを守る会 | 項目1 | 22 | 20 | 23 | 21 | 25 | 23 | 21 | 155 |
| | 項目2 | 16 | 16 | 18 | 16 | 15 | 14 | 15 | 110 |
| | 項目3 | 35 | 31 | 34 | 36 | 36 | 33 | 34 | 239 |
| | 小計 | 73 | 67 | 75 | 73 | 76 | 70 | 70 | 504 |
| 平均点 | | | | | | | | | 72.00 |

| | |
|-----------|--|
| 候補者の決定の理由 | 日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。 |
|-----------|--|

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

| | |
|-----|-------------|
| 施設名 | 日向市細島みなと資料館 |
|-----|-------------|

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| 1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 30 |
| 2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 20 |
| 3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 50 |
| 合計 | 100 |

| 申請団体等 | 評価項目 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 | G委員 | H委員 | 合計 |
|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| HOSOSHIMAまちづくり協議会 | 項目1 | 22 | 18 | 25 | 20 | 20 | 23 | 20 | 20 | 168 |
| | 項目2 | 15 | 15 | 17 | 17 | 9 | 14 | 14 | 15 | 116 |
| | 項目3 | 34 | 31 | 37 | 37 | 31 | 35 | 32 | 34 | 271 |
| | 小計 | 71 | 64 | 79 | 74 | 60 | 72 | 66 | 69 | 555 |

平均点 69.38

| | |
|-----------|--|
| 候補者の決定の理由 | 日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。 |
|-----------|--|

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

| | |
|-----|----------------|
| 施設名 | 日向市ひとものづくりセンター |
|-----|----------------|

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| 1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか | 30 |
| 2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか | 20 |
| 3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか | 50 |
| 合計 | 100 |

| 申請団体等 | 評価項目 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 | 合計 |
|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (一社)日向地区中小企業支援機構 | 項目1 | 20 | 21 | 26 | 24 | 24 | 22 | 137 |
| | 項目2 | 16 | 12 | 16 | 12 | 15 | 14 | 85 |
| | 項目3 | 33 | 28 | 40 | 34 | 38 | 33 | 206 |
| | 小計 | 69 | 61 | 82 | 70 | 77 | 69 | 428 |

平均点 71.33

| | |
|-----------|--|
| 候補者の決定の理由 | 日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。 |
|-----------|--|

1 購入物品

競技用具（バスケットボール競技） 2面分

2 主な物品

バスケット台（オレンジゴール） 2対

※国際バスケットボール連盟認定品、日本バスケットボール協会装置検定品

オンボードゲーム＆ショットクロック 2対

システムカウンター 4台

ファウル表示盤 4台

大音量ホーンDX 2台

3 事業名

日向市総合体育館整備事業

4 その他

バスケット台（オレンジゴール）の画像

